

リユース業界に関わる関係法令（環境関連法以外）の整理

<目次>

1. 目的と概要	2
2. リユース業界に関わる関係法令（環境関連法以外）	3
3. リユース業が遵守すべきポイント	6
3.1 犯罪の防止等に関する法令	6
(1) 「古物営業法」について	6
3.2 リユース品の買取・販売に関連する法令	13
(1) 「景品表示法」について	13
(2) 「特定商取引に関する法律」について	155
(3) 「不正競争防止法」について	188
(4) 「消費者契約法」について	2020
(5) 「個人情報の保護に関する法律」について	211
3.3 特定の製品を取り扱う際に遵守すべき法律	222
(1) 「電気用品安全法」について	222
(2) 「消費生活用製品安全法」について	244
3.4 マネー・ローンダリング対策等に関する法律	26
(1) 「犯罪収益移転防止法」について	26
4. 参考文献・資料一覧	27

1. 目的と概要

各リユース業界団体が進める優良化に向けた様々な取組を踏まえ、リユース業における法令遵守を徹底し、不適切な事業者との差異化を明確にするために、リユース業界にも関係する、遵守し、また知っておくべき、関連法令の整理を行う。

平成 25 年度の環境省事業において、環境関連法として「循環型社会形成推進基本法」「廃棄物処理法」「家電リサイクル法」「小型家電リサイクル法」を対象に整理を行ったところである。

平成 26 年度の環境省事業においては、盗品等の売買の防止、速やかな発見等を図るために定められた「古物営業法」、訪問販売等の取引において消費者の受けることがある損害防止と利益保護するために定められた「特定商取引に関する法律」、消費者と事業者の情報力・交渉力の格差を前提とし、消費者の利益擁護を図ることを目的「消費者契約法」などを対象にリユース業界にも関係する、遵守し、また知っておくべき法令の整理を行った。

その後、法令整理の精査を行った上で、今般、公表に至ったものである。

なお、本資料については、環境省事業において既存の関係資料を収集・整理し、まとめたものであり、各法律の担当は別にあることから、詳細や具体的な事案への当てはめについては、それぞれの法律の担当窓口にお問い合わせ頂きたい。

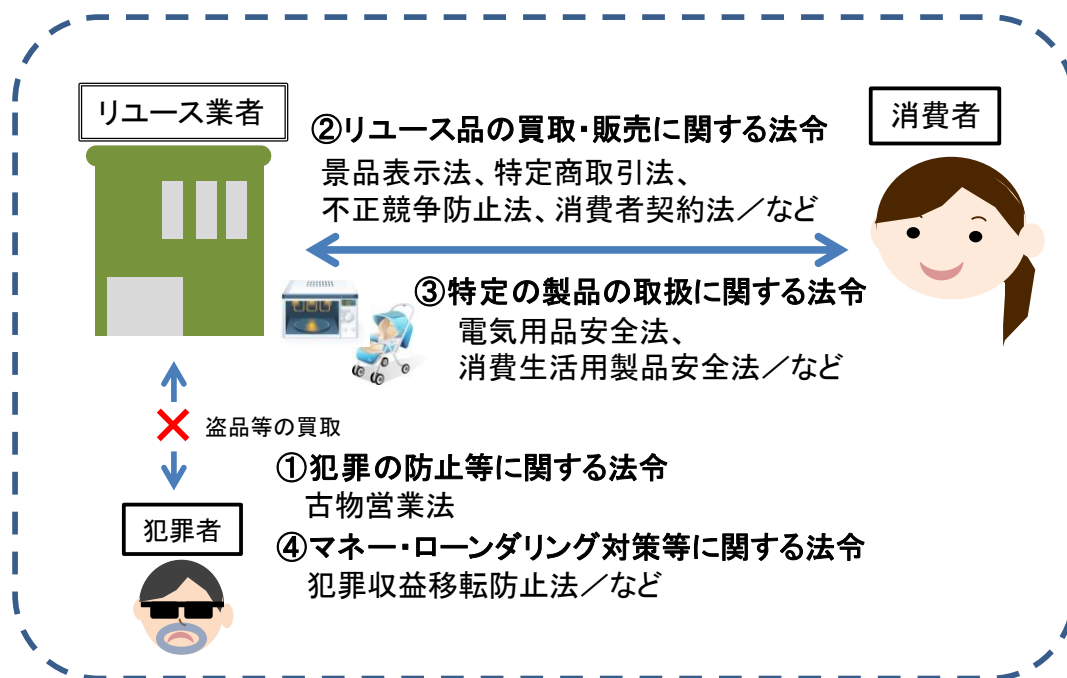
2. リユース業界に関わる関係法令（環境関連法以外）

整理対象とするリユース業界に関わる関係法令を図表 1、図表 2 に示す。

リユース業が遵守すべき関係法令として、「犯罪の防止等に関する法令」、「リユース品の買取・販売に関する法令」、「特定の品目を取り扱う際に遵守すべき法令」、「マネー・ローンダリング対策等に関する法令」に分けて整理を行う。

なお、これらの法律は民法・刑法に基づくものであり、例えば、古物営業法は民法の「盗品又は遺失物の回復」（第 193 条、第 194 条）に基づき、消費者契約法は民法の特別法として位置づけられており、消費者契約に限定し、民法の詐欺、錯誤、強迫による契約に対する救済措置が強化されている。

図表 1 整理対象とする関係法令のイメージ図



図表 2 整理対象とする関係法令

◆犯罪の防止等に関する法令
「古物営業法」(引取相手の確認、帳簿等への記載等、不正品の申告義務など)
◆リユース品の買取・販売に関連する法令
「景品表示法」(不当な顧客誘引の禁止)
「特定商取引に関する法律」(訪問購入の義務と制限)
「不正競争防止法」(不正競争行為の禁止)
「消費者契約法」(契約過程・契約条項に係わるトラブルの解決)
「個人情報保護に関する法律」(顧客や従業員の個人情報の取り扱い)
◆特定の品目を取り扱う際に遵守すべき法令
「電気用品安全法」(電気用品の販売の制限 (PSE マーク))
「消費生活用製品安全法」(特定製品の販売の制限 (PSC マーク))
◆マネー・ローンダリング対策等に関する法令
「犯罪収益移転防止法」(200万円を超える現金支払での貴金属等の売買契約時の取引時確認・疑わしい取引の届出義務等)

図表 3 整理対象とする関係法令の名称と目的

◆リユース業者の業務全般に関する法令

関係法令の名称	目的
古物営業法 (昭和二十四年五月二十八日法律第八号)	盗品等の売買の防止、速やかな発見等を図るため、古物営業に係る業務について必要な規制等を行い、もって窃盗その他の犯罪の防止を図り、及びその被害の迅速な回復に資することを目的とする。

◆リユース品の買取・販売に関連する法令

関係法令の名称	目的
不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年五月十五日法律第三十四号)	この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。
特定商取引に関する法律(昭和三十七年六月四日法律第五十七号)	特定商取引(訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引、特定継続的役務提供に係る取引、業務提供誘引販売取引並びに訪問購入に係る取引をいう。)を公正にし、及び購入者等が受けることのある損害の防止を図ることにより、購入者等の利益を保護し、あわせて商品等の流通及び役務の提供を適正かつ円滑にし、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。
不正競争防止法(平成五年五月十九日法律第四十七号)	この法律は、事業者間の公正な競争及びこれに関する国際約束の的確な実施を確保するため、不正競争の防止及び不正競争に係る損害賠償に関する措置等を講じ、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。
消費者契約法(平成十二年五月十二日法律第六十一号)	この法律は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差にかんがみ、事業者の一定の行為により消費者が誤認し、又は困惑した場合について契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができることとするとともに、事業者の損害賠償の責任を免除する条項その他の消費者の利益を不当に害することとなる条項の全部又は一部を無効とするほか、消費者の被害の発生又は拡大を防止するため適格消費者団体が事業者等に対し差止請求をすることができることとする

関係法令の名称	目的
	り、消費者の利益の擁護を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。
個人情報の保護に関する法律 (平成十五年五月三十日法律第五十七号)	この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

◆特定の品目を取り扱う際に遵守すべき法令

関係法令の名称	目的
電気用品安全法（昭和三十六年十一月十六日法律第二百三十四号）	この法律は、電気用品の製造、販売等を規制するとともに、電気用品の安全性の確保につき民間事業者の自主的な活動を促進することにより、電気用品による危険及び障害の発生を防止することを目的とする。
消費生活用製品安全法 (昭和四十八年六月六日法律第三十一号)	この法律は、消費生活用製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の防止を図るため、特定製品の製造及び販売を規制するとともに、特定保守製品の適切な保守を促進し、併せて製品事故に関する情報の収集及び提供等の措置を講じ、もって一般消費者の利益を保護することを目的とする。

◆マネー・ローンダリング対策等に関する法令

関係法令の名称	目的
犯罪による収益の移転防止に関する法律 (平成十九年三月三十一日法律第二十二号)	この法律は、犯罪による収益が組織的な犯罪を助長するために使用されるとともに、これが移転して事業活動に用いられることにより健全な経済活動に重大な悪影響を与えるものであること、及び犯罪による収益の移転が没収、追徴その他の手続によりこれを剥奪し、又は犯罪による被害の回復に充てることを困難にするものであることから、犯罪による収益の移転を防止すること（以下「犯罪による収益の移転防止」という。）が極めて重要であることに鑑み、特定事業者による顧客等の本人特定事項等の確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置を講ずることにより、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律及び国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律による措置と相まって、犯罪による収益の移転防止を図り、併せてテロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約等の的確な実施を確保し、もって国民生活の安全と平穏を確保するとともに、経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

3. リユース業が遵守すべきポイント

3.1 犯罪の防止等に関する法令

(1) 「古物営業法」について

古物営業法は、盗品等の売買の防止、速やかな発見等を図るために定められた法律です。この法律の許可を受けて営業するリユース業者は、例えば、以下のような点を遵守する必要があります。

- 古物の売買等を行う際の取引相手の確認、取引の記録、帳簿等の備付け等の義務があります。
- 取り扱う古物が不正品である疑いがあると認めたときは、直ちに警察官に申告する義務があります。
- そのほか、営業所等での標識の掲示、管理者の選任、行商時における許可証等の携帯の義務等があります。

上記以外にも遵守すべき事項がありますので、御不明な点がある場合は、営業所を管轄する都道府県公安委員会(警察署又は警察本部)にお問い合わせください。

1) 古物営業法の概要

古物営業法（昭和24年法律第108号。以下「法」といいます。）は、盗品等の売買の防止、速やかな発見等を図るために定められた法律であり、古物営業に係る業務について必要な規制等を行い、窃盗その他の犯罪の防止を図り、及びその被害の迅速な回復に資することを目的としています（法第1条）。

同法の許可を受けて営業する者は、古物の売買等を行う際の取引相手の確認、帳簿等への記載等及びその保存、不正品の疑いがある場合の申告義務等が定められています。

古物営業法における「古物」とは、

- ・一度使用された物品
- ・使用されない物品で使用のために取引されたもの
- ・これらの物品に幾分の手入れをしたもの

と定義されています（法第2条第1項）。

ここでいう「使用」とは、例えば、衣類については着用すること、自動車については運行の用に供すること、美術品については鑑賞することです。

また、「幾分の手入れ」とは、物品本来の性質、用途に変化を及ぼさない形で修理等を行うことをいい、例えば、絵画については表面を補修すること、刀については研ぎ直すことです。

さらに、「物品」には、商品券、乗車券、郵便切手等のいわゆる「金券類」が含まれますが、船舶、航空機、工作機械等の大型機械類は含まれません。

図表 4 古物営業法施行規則第 2 条で定める古物の 13 区分

1	美術品類（書画、彫刻、工芸品等）
2	衣類（和服類、洋服類、その他の衣料品）
3	時計・宝飾品類（時計、眼鏡、宝石類、装身具類、貴金属類等）
4	自動車（その部分品を含む。）
5	自動二輪車及び原動機付自転車（これらの部分品を含む。）
6	自転車類（その部分品を含む。）
7	写真機類（写真機、光学器等）
8	事務機器類（レジスター、タイプライター、計算機、謄写機、ワードプロセッサ、ファクシミリ装置、事務用電子計算機等）
9	機械工具類（電機類、工作機械、土木機械、化学機械、工具等）
10	道具類（家具、じゅう器、運動用具、楽器、磁気記録媒体、蓄音機用レコード、磁気的方法又は光学的方法により音、映像又はプログラムを記録した物等）
11	皮革・ゴム製品類（カバン、靴等）
12	書籍
13	金券類（商品券、乗車券及び郵便切手並びに古物営業法施行令（平成 7 年政令第 326 号）第 1 条各号に規定する証票その他の物をいう。）

※ 古物営業法施行令(平成 7 年政令第 326 号)

第 1 条 古物営業法第 2 条第 1 項の政令で定める証票その他の物は、次に掲げるものとする。

一 航空券

二 興行場又は美術館、遊園地、動物園、博覧会の会場その他不特定かつ多数の者が入場する施設若しくは場所でこれらに類するもの入場券

三 収入印紙

四 金額（金額を度その他の単位により換算して表示していると認められる場合の当該単位数を含む。）が記載され、又は電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により記録されている証票その他の物であつて、次に掲げるもの

イ 乗車券の交付を受けることができるもの

ロ 電話の料金の支払のために使用することができるもの

ハ タクシーの運賃又は料金の支払のために使用することができるもの

ニ 有料の道路の料金の支払のために使用することができるもの

2) 「古物営業」に関する許可・届出

ア 「古物営業」の定義

「古物営業」とは、次の3つの営業をいいます。

(ア) 古物を売買し、若しくは交換し、又は委託を受けて売買し、若しくは交換する営業（以下、法第2条第2項第1号に規定された古物営業という意味で、「1号営業」といいます。）

なお、この1号営業に関しては、盗品等の流入のおそれが乏しい次の営業形態を規制対象から除外する旨の規定が設けられています。

a 古物を売却することのみを行う営業

b 自己が売却した物品を当該売却の相手から買い受けることのみを行う営業

(イ) 古物市場（古物商間の古物の売買又は交換のための市場）を経営する営業（以下、法第2条第2項第2号に規定された古物営業という意味で、「2号営業」といいます。）

(ウ) 古物を売買しようとする者のあつせんを政令で定める電子情報処理組織を使用する競りの方法（いわゆるインターネット・オークション）により行う営業（ただし、2号営業に当たるものを除きます。以下、法第2条第2項第3号に規定された古物営業という意味で、「3号営業」といいます。）

イ 「古物営業」の許可・届出

(ア) 1号営業

1号営業を営む者を「古物商」といい、古物商になろうとする者は営業所が所在する都道府県ごとに都道府県公安委員会の許可を受けなければなりません。

(イ) 2号営業

2号営業を営む者を「古物市場主」といい、古物市場主になろうとする者は、古物市場が所在する都道府県ごとに都道府県公安委員会の許可を受けなければなりません。

(ウ) 3号営業

3号営業を営む者を「古物競りあつせん業者」といい、古物競りあつせん業者は、営業開始の日から2週間以内に、営業の本拠となる事務所（このような事務所を設けていない場合は住所又は居所）の所在地を管轄する都道府県公安委員会に、届出をしなければなりません。

※許可等の要否の判断や許可当業者に対する行政上の監督は、営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会が行うこととなりますので、古物営業許可等に係る具体的判断について疑義がある場合には、営業所等を管轄する都道府県公安委員会（警察署又は警察本部）にお問い合わせください。

3) 古物商の防犯三大義務

古物営業法は、盗品等（財産犯の被害品）の流通防止、盗品等の早期発見と被害者への早期返還を実現するため、古物商、古物市場主に様々な義務を課しています。その中で

- ・取引相手の確認義務
- ・不正品の申告義務
- ・帳簿等への記載等及びその保存義務

を古物商の三大義務と呼んでいます。

ア 取引の相手方確認義務

古物商は、古物の買受け、交換、売却の委託等を行おうとするときは、盗品等の処分を防止するために、次の①～⑩のうちいずれかの措置をとらなければなりません（法第15条第1項第1号～第4号、施行規則第15条第3項第1号～第7号）

- | |
|--|
| <p>① 相手方から身分証明書、運転免許証、国民健康保険被保険者証等の提示を受けて、又は相手方の身元を確かめるに足りる者に問い合わせ、その住所、氏名、職業及び年齢（以下「住所等」という。）を確認すること。</p> <p>② 相手方から、その住所等が記載された文書（古物商の面前に記載された署名のあるもの）の交付を受けること。</p> <p>③ 相手方から、電子署名（電子署名法の認定認証事業者等が利用者について証明するもの）を行った電磁的記録であって、その住所等が記録されているものの提供を受けること。</p> <p>④ 相手方から印鑑登録証明書及び登録した印鑑を押印した書面の送付を受けること。</p> <p>⑤ 相手方に対して本人限定受取郵便等を送付して、その到達を確かめること。</p> <p>⑥ 相手方に対して本人限定受取郵便等により古物の代金を送付する契約を結ぶこと。</p> <p>⑦ 相手方から住民票の写し等の送付を受け、そこに記載された住所宛てに配達記録郵便等を転送しない取扱いで送付して、その到達を確かめること。</p> <p>⑧ 相手方から住民票の写し等の送付を受け、そこに記載された本人名義の預貯金口座等に古物の代金を入金する契約を結ぶこと。</p> <p>⑨ 相手方から身分証明書、運転免許証、国民健康保険被保険者証等のコピーの送付を受け、そこに記載された住所宛てに配達記録郵便等を転送しない取扱いで送付して、その到達を確かめ、あわせて、そのコピーに記載された本人名義の預貯金口座等に古物の代金を入金する契約を結ぶこと（そのコピーを取引の記録とともに保存することとする。）。</p> <p>※ ④～⑨の措置については、相手方からその住所等の申出を受けることが必要。</p> |
|--|

①及び②は、対面取引を前提とした措置であり、③から⑨は、非対面取引でもとることが可能な措置です。

また、①から⑨の措置を既にとっている者については、

- | |
|--|
| <p>⑩ IDとパスワードの送信を受けること等により、相手方について当該措置を既にとっていることを確かめること。</p> |
|--|

で足りません。

イ 不正品の申告義務

古物商は、その取引に係る古物について不正品の疑いがあると認めるときは、直ちに警察官にその旨を申告しなければなりません（法第15条第3項）。

ウ 帳簿等への記載等及びその保存義務

古物商は、売買や交換のため、又は売買や交換の委託により古物を受け取り、又は引き渡したときは、その都度、次に掲げる事項を帳簿等に記載等しておかなければなりません（法第 16 条及び第 18 条第 1 項）。

(7) 古物を受け取った（買取りした）ときの記録等

古物を買取受けたときは、免除される場合を除き、次の a に掲げる事項を b のいずれかの方法により、記録しておかなければなりません。

a 記録しておく事項

- ① 取引の年月日 ② 古物の品目及び数量 ③ 古物の特徴
④ 相手方の住所、氏名、職業及び年齢 ⑤ 身元確認の方法

b 記録の方法

- ① 帳簿 ② 帳簿に準じる伝票等 ③ コンピューター入力等の電磁的記録

(i) 古物を引き渡した（売却した）ときの記録等

古物を売却したときの記録等の義務は、次の図表 5 及び図表 6 のとおり、免除されることが多い。

図表 5 売買の価格が 1 万円以上の取引の場合

古物の種類	買取り等の際の相手方の確認	帳簿等の記録等の義務	
		買取り時	売却時
美術品類	確認する	記載する	記載する
時計・宝飾品類	確認する	記載する	記載する
自動車（部分品を含む。）	確認する	記載する	住所・氏名、職業及び年齢は免除
自動二輪車（部分品を含む。）	確認する	記載する	記載する
部分品のうちフレーム、ハンドル、エンジン、タイヤ等	確認する	記載する	記載する
部分品のうちネジ、ボルト、ナット、コードその他の汎用性部品	確認する	記載する	記載する
原動機付自転車（部分品を含む。）	確認する	記載する	記載する
部分品のうちフレーム、ハンドル、エンジン、タイヤ等	確認する	記載する	記載する
部分品のうちネジ、ボルト、ナット、コードその他の汎用性部品	確認する	記載する	記載する
書籍、CD・DVD、ゲームソフト	確認する	記載する	免除
上記以外の古物	確認する	記載する	免除

図表 6 売買の価格が 1 万円未満の取引の場合

古物の種類	買取り等の際の相手方の確認	帳簿等の記録等の義務	
		買取り時	売却時
美術品類	免除	免除	免除
時計・宝飾品類	免除	免除	免除
自動車（部分品を含む。）	免除	免除	免除
自動二輪車（部分品を含む。）	確認する	記載する	記載する
部分品のうちフレーム、ハンドル、エンジン、タイヤ等	確認する	記載する	免除
部分品のうちネジ、ボルト、ナット、コードその他の汎用性部品	免除	免除	免除
原動機付自転車（部分品を含む。）	確認する	記載する	記載する
部分品のうちフレーム、ハンドル、エンジン、タイヤ等	確認する	記載する	免除
部分品のうちネジ、ボルト、ナット、コードその他の汎用性部品	免除	免除	免除
書籍、CD・DVD、ゲームソフト	確認する	記載する	免除
上記以外の古物	免除	免除	免除

(ウ) 記録の保存

古物の買取り及び売却の記録（帳簿、伝票等）は、最終記録日から3年間、保存しておかなければなりません（法第18条第1項）。

エ その他古物営業法上の義務

(ア) 営業の許可

古物営業（1号営業又は2号営業）を営もうとする者は、営業所（営業所のない者にあつては、住所又は居所をいう。）の所在地を管轄する都道府県公安委員会の許可を受けなければなりません（法第3条）。

(イ) 変更の届出義務

古物商又は古物市場主は、法第5条第1項各号に掲げる事項に変更があつたときは、都道府県公安委員会に届出をしなければなりません（法第7条）。

(ウ) 許可証の返納義務

許可証の交付を受けた者は、その古物営業を廃止したとき、許可が取り消されたとき等は、遅滞なく、許可証を返納しなければなりません（法第8条）。

(エ) 名義貸しの禁止

自己の名義を持って他人にその営業を営ませてはなりません（法第9条）。

(オ) 競り売りの届出

古物商は、古物市場主の経営する古物市場以外において競り売りをしようとするときは、あらかじめ、その日時及び場所を、管轄する都道府県公安委員会に届け出なければなりません（法第10条）。

(カ) 許可「標識」の掲示

古物商又は古物市場主は、公衆の見やすい場所に、国家公安委員会規則で定める様式の「標識」を掲示しなければなりません（法第12条）。

(キ) 管理者の選任

古物商又は古物市場主は、営業所又は古物市場ごとに管理者を選任しておかなければなりません（法第13条）。

(ク) 受取場所の制限

古物商は、その営業所又は取引の相手方の営業所や住所、居所以外の場所において、古物商以外の者から古物を受け取ってはなりません（法第14条）。

(ケ) 品触れの保管と取引時の確認及び申告義務

古物商等は、品触れを受けたときは、到達の日付を記載し、その日から6か月間保存しなければなりません。古物商は、品触れの古物を所持していたときや受け取ったとき、古物市場主は、当該古物が古物市場に出たときは、直ちに警察官に届け出なければなりません（法第19条）。

(コ) 差止（保管命令）に応じる義務

取引した古物が、盗品又は遺失物であると疑うに足る相当な理由がある場合に、警察署長から30日以内の期間を定めて当該古物を保管するように命じられることがあります（法第21条）。

(サ) 立入り及び調査に応じる義務

警察職員は、営業所等に立ち入り、古物及び帳簿等を検査し、関係者に質問することができます。また、警察署長は、古物商等から盗品等に関し、必要な報告を求めることができます（法第 22 条）。

オ 他の法令を遵守する義務

古物営業を行うに当たっては、他の法令についても遵守しなければなりません。

4) 管理者の立場と責任

ア 管理者の選任

古物商又は古物市場主は、営業所又は古物市場ごとに「管理者」を選任しなければなりません（法第 13 条第 1 項）

(ア) 管理者には、必ずしも営業所の所長や店長という役職の者を指定する必要はありません。

(イ) 法人許可であれば役員、個人許可であれば営業者自らが管理者にもなれますが、複数の営業所等の管理者を兼務することは原則としてはできません。

イ 管理者の心構え

管理者は、営業所における業務の実施を統括管理し、その業務が適正に行われるようにしなければなりません。そのためには、法の趣旨、目的である「不正品の流通防止」、「被害品の被害者への速やかな返還」についてよく理解するとともに、営業所の責任者として、不正品の流入を阻止するという心構えが必要です。

ウ 管理者に求められるもの

管理者に求められるものは、「人（不審者）を見破る目」、「物（不正品）を見極める目」です。したがって、日頃から、取り扱う古物が不正品であるかを判断するために必要な知識、技術又は経験を積み、必要な「目」を養わなければならない。また、営業者は管理者の「目」を育てていく必要があります。

3.2 リユース品の買取・販売に関連する法令

(1) 「景品表示法」について

景品表示法は、不当な顧客誘引の防止を行い、消費者が自主的かつ合理的に良い商品・サービスを選択できることを目的とした法律です。

不当な顧客誘引の防止においては、不当な表示の禁止、過大な景品類の提供の禁止が定められており、不当な表示としては、優良誤認表示（品質、規格、その他の内容について著しく優良であると示す表示）と有利誤認表示（価格や取引条件に関して、著しく有利であると誤認される表示）、その他誤認されるおそれのある表示があります。

リユース業者においては、リユース品の販売時に不当な表示により消費者の利益を損なわないよう配慮する必要があるとともに、価格や取引条件に関して著しく有利であると誤認される表示をしてはなりません。

1) 景品表示法の概要

景品表示法は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的としています。

2) リユース品の販売時の不当な顧客誘引の禁止

不当な顧客誘引の防止においては、不当な表示の禁止、過大な景品類の提供の禁止が定められています。不当な表示としては、優良誤認表示（品質、規格、その他の内容について著しく優良であると示す表示）と有利誤認表示（価格や取引条件に関して、著しく有利であると誤認される表示）、その他誤認されるおそれのある表示とされています。これらはいずれも同法において禁止されています（図表 7）。

景品表示法に違反する不当な表示や、過大な景品類の提供が行われている疑いがある場合、消費者庁が関連資料の収集、事業者への事情聴取などの調査を実施します。調査の結果、違反行為が認められた場合は、当該行為を行っている事業者に対し、不当表示により一般消費者に与えた誤認の排除、再発防止策の実施、今後同様の違反行為を行わないことなどを命ずる「措置命令」が行われます。また、違反の事実が認められない場合であっても、違反のおそれのある行為がみられた場合は指導の措置が採られます。

また、違反行為を迅速、効果的に規制できるよう、都道府県知事も景品表示法に基づく権限を有しており、違反行為者に対して、措置命令を行うことができます。

リユース業者においては、リユース品の販売時に不当な表示により消費者の利益を損なわないよう配慮する必要があるとともに、価格や取引条件に関して著しく有利であると誤認される表示などを行わないよう注意が必要です。

図表 7 景品表示法で禁止されている表示及び不当表示例

禁止される表示	概要	不当表示の例
優良誤認表示	品質、規格、その他の内容について著しく優良であると示す表示を禁止	◆実際のものよりも著しく優良であると示すケース ◆競争業者のものよりも著しく優良であると示すケース
有利誤認表示	価格や取引条件に関して、著しく有利であると誤認される表示を禁止	◆実際のものよりも著しく有利であると誤認されるケース ◆競争業者のものよりも著しく有利であると誤認されるケース
その他誤認されるおそれのある表示	一般消費者に誤認されるおそれがあるとして内閣総理大臣が指定する不当表示	無果汁の清涼飲料水等、商品の原産国、消費者信用の融資費用、不動産のおとり広告、おとり広告、有料老人ホームに関する不当な表示※

※一般消費者が有料老人ホームを選択する時点において重要な判断要素となると考えられる事項（土地又は建物、施設又は設備、居室の利用、医療機関との協力関係、介護サービス、介護職員等の数、管理費等についての表示）について、制約事項があるのにそれが明りょうに記載されていない場合や、表示の内容が明らかにされていないものについて、不当表示として規定しています。

出典)「事例でわかる！景品表示法」消費者庁

(<http://www.caa.go.jp/representation/pdf/130208premiums.pdf/>)

3) 景品表示法とリユース業者の買取について

景品表示法が対象としている表示は「事業者が自己の供給する商品又は役務の内容又は取引条件等の取引に関する広告その他の表示」とされており、リユース業者のうち買い取り専門業者の広告は、原則として景品表示法の規制対象にはなりません。

4) 通報・連絡先¹

消費者庁のウェブサイトには不当表示や過大な景品提供など景品表示法違反の疑いのある事実に関する情報を受け付ける「景品表示法違反被疑情報提供フォーム」が設置されています。景品表示法違反の疑いがある事実を見つけた場合にはこちらから情報提供してください。

◆消費者庁「景品表示法違反被疑情報提供フォーム」

(http://www.caa.go.jp/representation/disobey_form.html)

¹ 消費者庁ウェブサイト (<http://www.caa.go.jp/representation/keihyo/ihanqa.html>) より

(2) 「特定商取引に関する法律」について

特定商取引法に関する法律は、訪問販売や通信販売等、消費者トラブルを生じやすい取引類型を対象に、事業者が守るべきルールと、クーリング・オフ等の消費者を守るルールを定めています。これにより、事業者による違法・悪質な勧誘行為等を防止し、消費者の利益を守るための法律です。

一部の商品・取引形態を除き、リユース業者による訪問購入に一定の義務と制限が加えられ、飛び込み勧誘禁止、事業者名や物品の種類のみならず、取引内容等を明記した書面の交付義務、クーリング・オフなどが必要となります。

1) 特定商取引に関する法律の概要

特定商取引法に関する法律は、訪問販売や通信販売等、消費者トラブルを生じやすい取引類型を対象に、事業者が守るべきルールと、クーリング・オフ等の消費者を守るルールを定めています。これにより、事業者による違法・悪質な勧誘行為等を防止し、消費者の利益を守るための法律です。

自宅に押しかけた事業者に貴金属等を強引に買い取られるといったトラブルが増えていることを受け、新たに「訪問購入」の規制を盛り込む「特定商取引に関する法律の一部を改正する法律」（平成24年法律第59号）が平成25年2月21日に施行されました。

リユース業者による買い取りに一定の義務と制限が加えられ、訪問購入のクーリング・オフ、飛び込み買い取り営業禁止などが定められています。

2) 訪問購入の義務と制限について

訪問購入の際に遵守すべき事項として、不招請勧誘の禁止（飛び込み勧誘禁止）、勧誘目的の明示（事業者名や物品の種類のみならず、再勧誘の禁止（一度取引を断った消費者への再勧誘の禁止）、書面の交付義務（物品の種類や特徴、購入価格、クーリング・オフに関する事項など明記）、引渡しの拒絶（消費者は書面交付から8日以内は物品の引渡しを拒むことができる）、クーリング・オフ（消費者は書面交付から8日以内は無条件で契約解除が可能）、クーリング・オフ期間内に物品を第三者に引き渡す際の通知義務などが必要となります（図表8）。

訪問購入によって取引される「すべての物品」が規制対象となりますが、「①当該売買契約の相手方の利益を損なうおそれがないと認められる物品」または「②規定の適用を受けることとされた場合に流通が著しく害されるおそれがあると認められる物品」については、適用除外とされています。政令（第16条の2）で定められており、具体的には、自動車、家具、家電、本、CDやDVD、ゲームソフト類、有価証券となっています（図表9の上段）。

また、消費者自ら自宅での契約締結等を請求した場合、いわゆる御用聞き取引、常連取引、転居に伴う売却の場合には、規制は適用されません（図表9の下段）。

違反事業者は行政処分（業務停止命令等）や罰則（懲役、罰金）の対象となります。（図表10）

図表 8 特定商取引法における訪問購入時の遵守事項

遵守事項	具体的な内容
1. 不招請勧誘の禁止	訪問購入について、飛び込み勧誘は禁止となります。また、消費者から「査定」の依頼があっても、「査定」を超えた勧誘をしてはいけません。
2. 勧誘目的の明示	勧誘に先立って、事業者名や勧誘する物品の種類などを明示しなければなりません。
3. 再勧誘の禁止	消費者から勧誘の要請を受けて訪問しても、勧誘に先立って、消費者に勧誘を受ける意思があるかを確認しなければなりません。また、一度取引を断った消費者への再勧誘は禁止されています。
4. 書面の交付義務	物品の種類や特徴、購入価格、引渡しの拒絶やクーリング・オフに関する事項などが記載された書面を交付しなければなりません。
5. 引渡しの拒絶	消費者はクーリング・オフ期間中（4.の書面交付から8日以内）物品の引渡しを拒むことができます。また、迷惑をかけるような方法等で同期間内に引渡しをさせること等は禁止されます。
6. クーリング・オフ	4.の書面交付から8日以内であれば、売主たる消費者は無条件で契約の申込み撤回や契約の解除が可能です。
7. クーリング・オフ期間内に物品を第三者へ引き渡す際の通知義務	クーリング・オフ期間中に第三者に物品を引き渡す場合、第三者にクーリング・オフの対象物品であることなどを書面で通知しなくてはなりません。また、元々の売主である消費者に、第三者への引渡しに関する事項を通知しなくてはなりません。

※上記以外に、不実告知、迷惑勧誘等に関する規制がある。

出典)「ご存知ですか？訪問購入のルール」(事業者向け)消費者庁
<http://www.no-trouble.go.jp/use/pdf/20140331us01.pdf>

図表 9 適用除外となる商品、取引態様

適用除外の対象	具体的な商品・取引形態
適用除外となる商品	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車（2輪のものを除く。） ・家具 ・家電（携行が容易なものを除く。） ・本、CDやDVD、ゲームソフト類 ・有価証券
適用除外となる取引態様	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者自ら自宅での契約締結等を請求した場合 ・いわゆる御用聞き取引の場合 ・いわゆる常連取引の場合 ・転居に伴う売却の場合 <p>※再勧誘の禁止等、一部規制は除外されない。</p>

出典)「ご存知ですか？訪問購入のルール」(事業者向け)消費者庁
<http://www.no-trouble.go.jp/use/pdf/20140331us01.pdf>

図表 10 特定商取引法の罰則（法第70条、第70条の2、第72条、第74条）

○不実告知、事実不告知、威迫・困惑 3年以下の懲役又は300万円以下の罰金、又は併科
○業務停止命令違反 2年以下の懲役又は300万円以下の罰金、又は併科
○書面交付義務違反、指示違反 100万円以下の罰金
※違反行為者本人だけでなく、監督責任のある法人や人にも罰金刑を科することができるもの(両罰規定)
○業務停止命令違反 3億円以下の罰金(対法人)、300万円以下の罰金(対人)
○不実告知、事実不告知、威迫・困惑 300万円以下の罰金(対法人・人)
○書面交付義務違反、指示違反 100万円以下の罰金(対法人・人)

3) 違反事例²

① 訪問購入業者の執拗な貴金属の買取り勧誘

A社は消費者宅に電話をかけ、訪問の承諾を取り付けた後に消費者宅に訪問し、貴金属等の物品の訪問購入を行っていました。その際、事前に消費者が用意していた古着等の物品ではない、貴金属の買取りについて唐突に勧誘を始めるなどし、執拗に貴金属の買取りについて勧誘を行っていました。消費者庁より、特定商取引法第58条の13第1項の規定に基づき、3か月間の訪問購入に関する業務の一部（新規勧誘、申込受付及び契約締結）の停止を命じられました。

A社が認定された違反行為は、氏名等不明示、不招請勧誘、勧誘を受ける意思の確認義務違反、物品の引渡しの拒絶に関する告知義務違反及び迷惑勧誘でした。

② 不用品回収を行う訪問販売業者の違反事例

B社は、走行中のトラックから不用品を回収する旨のアナウンスで顧客を誘引し、回収を依頼した顧客に対してあらかじめ料金を提示することなく、依頼された以外のものまでトラックに積み込み、その後高額な料金を請求し、顧客が回収を断っても執拗に勧誘を続けるなどしていました。消費者庁より、特定商取引法第8条第1項の規定に基づき、6か月間の訪問販売に関する業務の一部（新規勧誘、申込み受付及び契約締結）の停止を命じられました。

B社が認定された違反行為は、威迫・困惑、再勧誘、迷惑勧誘、名称等不明示及び契約書面の不備でした。

A社はリユース業者ではありませんが、消費者宅に電話をかけた際に、古着等の訪問購入ということで勧誘をしています。消費者からはリユース業者も同じような事業者と混同される恐れもあります。また、B社もリユース業者ではありませんが、“不用なものを引取ってもらう”という観点で消費者からはリユース業者も同じような事業者と混同される恐れもあります。

訪問購入に際しては、特定商取引法を遵守し、消費者に安心してリユースしていただくよう努める必要があります。

4) 通報・連絡先

誰でも、特定商取引法に違反する悪質な事業者について国や都道府県へ情報提供し適切な措置をとるように求めることができます（申出制度）。申出を希望する方への助言・指導などを特定商取引法上の指定法人として行っている（一財）日本産業協会が相談窓口となっています。

◆一般財団法人日本産業協会（特定商取引法上の指定法人）

(<http://www.nissankyo.or.jp/>)

² いずれも消費者庁の報道発表資料より作成

(3) 「不正競争防止法」について

不正競争防止法は、事業者間の公正な競争及びこれに関する国際約束の的確な実施を確保するため、不正競争の防止及び不正競争に係る損害賠償に関する措置等を講じ、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的としています。

例えば、他人の周知な商品名・ロゴ等を不正に使用した商品を譲渡する行為や、他人の商品の形態を模倣した商品を譲渡する行為、また、いわゆるコピーガードキャンセラーや不正チューナーのような技術的制限手段を無効化する装置等を譲渡する行為、あるいは、原産地や品質等について誤認させる表示をした商品を譲渡する行為等が違反行為となります。また、平成 28 年 1 月 1 日より、他人の営業秘密を不正に使用して製造された商品の譲渡行為等も規制対象となります。

リユース業者が、例えば、偽ブランド品や、デザインが模倣されたデッドコピー商品、音楽 CD・映画 DVD・ゲームソフト・コンピューターソフトなどのコピー制御機能を外して違法にコピーできるようにする装置などを取り扱う場合、当該行為は、権利者からの差止請求（商品の販売停止や廃棄を請求するもの）、損害賠償請求の対象となりうるとともに、行為者に罰則が科せられる場合があります。

真正品との確信が得られない場合には買取りしないと、不正が強く疑われる場合には、警察に通報することが重要です。

① 「不正競争防止法」について

この法律は、事業者間の公正な競争及びこれに関する国際約束の的確な実施を確保するため、不正競争の防止及び不正競争に係る損害賠償に関する措置等を講じ、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的としています。

不正競争防止法第 2 条第 1 項各号に定義されている「不正競争」行為に該当する行為を行うと、不正競争防止法違反になります。

② 不正競争行為³

(i) 周知表示混同惹起行為（不正競争防止法第 2 条第 1 項第 1 号）

他人の商品等表示（人の業務に係る氏名、商号、商標、標章、商品の容器や包装など、商品や営業を表示するものをいいます）として需要者の間に広く知られているものと同若しくは類似の商品等表示を使用し、又はその商品等表示を使用した商品を譲渡する等して、他人の商品又は営業と混同を生じさせる行為。

(ii) 著名表示冒用行為（不正競争防止法第 2 条第 1 項第 2 号）

自己の商品等表示として他人の著名な商品等表示と同若しくは類似のものを使用し、又はその商品等表示を使用した商品を譲渡等する行為。

(iii) 商品形態模倣行為（不正競争防止法第 2 条第 1 項第 3 号）

他人の商品の形態を模倣した商品を譲渡等する行為。

³ ここでは、不正競争防止法で禁止する「不正競争」行為のうち、リユース品の買取・販売業務について関連性の高い行為のみを紹介しておりますが、上記以外にも、さまざまな不正競争行為を不正競争防止法において禁止しています。詳細は、経済産業省ウェブサイト（<http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/>）を参照ください。

(iv) 技術的制限手段無効化装置等の譲渡行為等（不正競争防止法第2条第1項第11号、第12号、）

営業上用いられている技術的制限手段を無効化する装置またはプログラムを譲渡等する行為。

(v) 誤認惹起行為（不正競争防止法第2条第1項第14号）

商品やその広告、取引に用いる書類等に、その商品の原産地、品質、内容、製造方法、用途、数量について誤認させるような表示をする行為、また誤認させるような表示をした商品を譲渡等する行為。

不正の利益を得る目的等で、上記の「不正競争」行為を行った者は、5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金（またはこれの併科）、法人については3億円以下の罰金が科せられます。（不正競争防止法第21条第2項、第22条第1項第3号）。

また、「不正競争」行為により営業上の利益を侵害された者に対し、損害賠償を行う必要が生じる場合があります（不正競争防止法4条）。

さらに、故意または過失なく「不正競争」行為を行った場合であっても、「不正競争」行為により営業上の利益を侵害されるおそれのある者から、差止請求をなされる場合があります（不正競争防止法3条）。

③ 不正競争防止法違反行為例

リユース業者が、例えば、以下のような物品を取り扱う場合、権利者から差止請求または損害賠償請求がされる場合があると同時に、行為者に対し罰則が科せられる場合があります。

真正品との確信が得られない場合には買取りしないと同時に、不正が強く疑われる場合には、警察に通報することが重要です。

- ・ブランドロゴが盗用された偽ブランド品
- ・真正品のデザインやパッケージがそのまま模倣されたデッドコピー商品
- ・製品製造や加工技術等他社が営業秘密とする技術情報が盗用され不正に使用されて、製造された製品
- ・音楽CD、映画DVD、ゲームソフト、コンピューターソフトなどのコピー制御機能を外して違法にコピーできるようにする装置
- ・契約料金を支払わずに有料衛星番組放送を視聴できるチューナー 等

(4) 「消費者契約法」について

消費者契約法は、消費者と事業者の間には情報の質や量、交渉力に大きな差があることを踏まえ、消費者と事業者が対等に契約できるように制定された法律です。

リユース品の売買も含む、消費者と事業者の間の全ての契約に適用され、不適切な勧誘で誤認・困惑して契約した場合の契約取消、消費者に一方的に不当・不利益な契約条項の一部または全部を無効にすることができます。

消費者契約法は、消費者と事業者の間には情報の質や量、交渉力に大きな差があることを踏まえ、消費者と事業者が対等に契約できるように制定された法律です。

リユース品の売買も含む、消費者と事業者の間の全ての契約に適用され、不適切な勧誘で誤認・困惑して契約した場合の契約取消、消費者に一方的に不当・不利益な契約条項の一部または全部を無効にすることができます。

図表 11 消費者契約法の概要（契約取消、契約条項の一部または全部の無効）

	具体的な内容
不適切な勧誘で誤認・困惑して契約した場合の契約取消（①～⑤）	①不実告知（重要な事項について事実と違うことを言う） ②断定的判断（将来の変動が不確実なことを断定的に言う） ③不利益事実の不告知（利益になることだけ言って、重要な事項について不利益になることを故意に言わない） ④不退去（帰って欲しいと言ったのに、帰らない） ⑤監禁（帰りたと言ったのに帰してくれない）
消費者に一方的に不当・不利益な契約条項の一部または全部の無効（⑥～⑨）	⑥事業者の損害賠償責任を免除したり制限する条項 ⑦不当に高額な解約約損料 ⑧不当に高額な遅延損害金 ⑨信義誠実の原則に反して消費者の利益を一方的に害する条項

出典)「消費者契約法活用術」消費者庁

(<http://www.consumer.go.jp/kankeihourei/keiyaku/index.html>)

(5) 「個人情報の保護に関する法律」について

個人情報の保護に関する法律は、個人情報の適正な取扱いに関し、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とした法律です。

同法の義務の対象となる個人情報取得事業者であるかどうかにかかわらず、顧客情報や従業員の情報など個人の権利や利益を害することがないように取り扱う必要があります。

個人情報の保護に関する法律は、個人情報の適正な取扱いに関し、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とした法律です。

情報化の急速な進展により、個人の権利利益の侵害の危険性が高まったこと、国際的な法制定の動向を受けて、平成 15 年 5 月に成立、平成 17 年 4 月に全面施行されました。

個人情報とは「生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」（個人情報の保護に関する法律 第 2 条）とされています。

法の義務の対象となる個人情報取得事業者とは、5,000 人分を超える個人情報を事業活動に利用する事業者となります。なお、5,000 人以下の個人情報を取扱う事業者でも個人の権利や利益を害することのないよう努めることが求められています。

個人情報取扱事業者は、利用目的の特定・通知、安全管理措置、個人情報の第三者提供に当たって原則本人に同意をとるなどの義務を負います（図表 12）。

図表 12 個人情報取得事業者に課せられる義務（個人情報の保護に関する法律）

- 個人情報の利用目的を特定し、その目的以外には利用しない。（法第 15 条、第 16 条）
- 偽りその他不正な手段によって個人情報を取得してはならない。（法第 17 条）
- 個人情報を取得したときは、利用目的を本人に速やかに伝える。また、本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ利用目的を明示しなければならない。（法第 18 条）
- 利用目的の範囲内で、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努める。（法第 19 条）
- 漏えいや滅失を防ぐため、必要かつ適切な安全管理措置を講じなければならない。（法第 20 条）
- 従業員・委託先に対して必要かつ適切な監督を行う。（法第 21-22 条）
- 本人の同意を得ずに、第三者に提供してはならない。（法第 23 条）
- 本人からの求めに応じて開示、訂正、利用停止、削除を行う。（法第 24-27 条）
- 本人から苦情などの申出があった場合は、適切かつ迅速な処理に努める（法第 31 条）

出典)「よくわかる個人情報保護しくみ<<改訂版>>」消費者庁より作成

(http://www.caa.go.jp/planning/kojin/kaisetsu/2014kojin_panfu.pdf)

3.3 特定の製品を取り扱う際に遵守すべき法律

特定の製品を取り扱う際に遵守すべき法律については、本資料で紹介している法令以外にも個別に確認すべき事項があります。例えば、都市ガス用の器具に対する PSTG マーク（ガス事業法）、液化石油ガス（LP ガス）用の器具等に対する PSLPG マーク（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律）なども確認が必要です。

(1) 「電気用品安全法」について

電気用品安全法は、電気用品の製造、販売等を規制するとともに、電気用品の安全性の確保につき民間事業者の自主的な活動を促進することにより、電気用品による危険及び障害の発生を防止することを目的とする法律です。

特定電気用品(全 116 品目)、特定電気用品以外の電気用品(全 341 品目)を対象に、PSE マーク若しくは、旧電気用品取締法の表示のない電気用品は、販売及び販売の目的で陳列することができません。

これらの製品を取り扱うリユース業者においては、PSE マーク若しくは旧電気用品取締法の表示を確認した上で販売する必要があります。

1) 電気用品安全法の概要

電気用品安全法は、電気用品の製造、販売等を規制するとともに、電気用品の安全性の確保につき民間事業者の自主的な活動を促進することにより、電気用品による危険及び障害の発生を防止することを目的とする法律です。

同法に基づき、PSE マーク等の表示のない電気用品の販売は禁止されています。

2) PSE マーク制度⁴について

同法で定められる特定電気用品（全 116 品目）、及び特定電気用品以外の電気用品（全 341 品目）について、製造又は輸入の事業を行う者は、技術上の基準に適合していることを自主検査し、検査記録を作成、保存する必要があります。また、特定電気用品である場合には、登録検査機関の技術適合性検査を受け、適合性証明書の交付を受ける必要があります。その上で同法施行規則で定める方式による PSE マーク等を表示することができます。表示がないものは、販売及び販売の目的で陳列してはなりません。

電気用品安全法に基づき、PSE マーク若しくは、旧電気用品取締法の表示がない電気用品は販売できません。主な対象品目を図表 13 に示します。

ただし、以下については、例外的に経済産業大臣の承認を受けることによって、技術基準適合性にかかわらず販売することができます。

- ・電気楽器等（電気楽器、電子楽器、音響機器、写真焼付器、写真引伸機器、写真引伸機用ランプハウス及び映写機）の中で、いわゆる「ビンテージもの」を販売する場合
- ・アンティーク照明器具等については、電源コードやソケット等を新しいものに交換する等の電氣的加工を行い電気用品として販売する場合

⁴ PSE について、P 及び S は Product Safety、E は Electrical Appliances & Materials の略

図表 13 電気用品に付される PSE マークと対象品目

分類	表示マーク	対象品目
特定電気用品		全 116 品目 電気温水器、電熱式・電動式おもちゃ、電気ポンプ、電気マッサージ器、自動販売機、直流電源装置など
特定電気用品以外の電気用品		全 341 品目 電気こたつ、電気がま、電気冷蔵庫、電気歯ブラシ、電気かみそり、白熱電灯器具、電気スタンド、テレビジョン受信機、音響機器、リチウムイオン蓄電池など

出典) 経済産業省「電気用品安全法のページ」
(<http://www.meti.go.jp/policy/consumer/scian/denan/index.htm>)

3) 違反事例

輸入した電気用品における違反

リユース業者ではありませんが、商社 A は、海外から輸入した電気用品について、PSE マーク無しで販売したことで、経済産業省より行政処分（改善命令、表示の禁止）及び行政指導を受けています。同社は法の義務を果たしていない電気用品についてすでに販売を停止し、自主回収を実施しています。

リユース業者においては、海外から中古・リユースの電気用品を購入し、国内で販売する場合があります。電気用品安全法の遵守が求められます。

(2) 「消費生活用製品安全法」について

消費生活用製品安全法は、一般消費者の生命又は身体に対する危害の防止を図るため、特定製品の製造及び販売を規制するとともに、適切な保守を促進、一般消費者の利益を保護することを目的とした法律です。

消費者の生命・身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多い製品として、特定製品が定められており、例えば、家庭用の圧力なべ及び圧力がま、乗車用ヘルメット、石油機器（給湯機、石油ストーブなど）などが対象となっています。これらは、国の定めた技術上の基準に適合した旨のPSCマークがないと販売できません。

これらの製品を取り扱うリユース業者においては、PSCマークを確認した上で販売する必要があります。

1) 消費生活用製品安全法の概要

消費生活用製品安全法は、一般消費者の生命又は身体に対する危害の防止を図るため、特定製品の製造及び販売を規制するとともに、適切な保守を促進、一般消費者の利益を保護することを目的とした法律です。

特定製品の「製造」又は「輸入」、及び「販売」の事業を行う者は、届出や製品毎に定める技術基準に適合させる等の義務を履行した場合に付することができる表示（＝「PSCマーク」）が付されているものでなければ、「特定製品を販売し、又は販売の目的で陳列してはならない」とされており、販売が制限されます。

具体的な特定製品、特別特定製品として、家庭用の圧力なべ及び圧力がま、乗車用ヘルメット、乳幼児用ベッド、登山用ロープ、携帯用レーザー応用装置、浴槽用温水循環器、石油給湯機、石油ふろがま、石油ストーブ、ライターの10製品が対象となっています（詳細は図表14参照）。

2) PSCマーク制度⁵⁾について


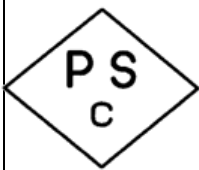
一般消費者の生命又は身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品については、国の定めた技術上の基準に適合した旨のPSCマークがないと販売できず、マークのない製品が市中に出回った時は、国は製造事業者等に回収等の措置を命ずることができます。これらの規制対象品目は、自己確認が義務づけられている特定製品とその中でさらに第三者機関の検査が義務づけられている特別特定製品があります（図表14）。

PSCマークのない製品は、国内製、国外製を問わず、販売、販売目的の陳列が禁止されます。具体的には、店舗にて販売・販売のための陳列、通信販売、インターネットオークションを利用したの出品・販売を行うと違反となります⁶⁾。これらの製品を取り扱うリユース業者においては、PSCマークを確認した上で販売する必要があります。

⁵⁾ PSCは、Product Safety of Consumer Productsを略したもの

⁶⁾ 警視庁ウェブサイト「消費生活用製品安全法の規制対象製品について」
(<http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/tetuzuki/kobutu/shohi.htm>)

図表 14 国による消費生活用製品の安全規則（PSC マーク制度）

特定製品		家庭用の圧力なべ及び圧力がま	内容積が 10 リットル以下のものであって、9.8 キロパスカル以上のゲージ圧力で使用するよう設計したものに限り。
		乗車用ヘルメット	自動二輪車又は原動機付自転車乗車用のものに限り。
		登山用ロープ	身体確保用のものに限り。
		石油給湯機	灯油の消費量が 70 キロワット以下のものであって、熱交換器容量が 50 リットル以下のものに限り。
		石油ふろがま	灯油の消費量が 39 キロワット以下のものに限り。
		石油ストーブ	灯油の消費量が 12 キロワット（開放燃焼式のものであって自然通気形のものにあつては、7 キロワット）以下のものに限り。
特別特定製品		乳幼児用ベッド	主として家庭用において出生後二四ヶ月以内の乳幼児の睡眠又は保育に使用することを目的として設計したものに限り、揺動型のものを除く。
		携帯用レーザー応用装置	レーザー光（可視光線に限り。）を外部に照射して文字又は図形を表示することを目的として設計したものに限り。
		浴槽用温水循環器	主として家庭において使用することを目的として設計したものに限り、水の吸入口と噴出口とが構造上一体となっているものであって専ら加熱のために水を循環させるもの及び循環させることができる水の最大循環流量が十リットル未満のものを除く。
		ライター	たばこ以外のものに点火する器具を含み、燃料の容器と構造上一体となっているものであって当該容器の全部又は一部にプラスチックを用いた家庭用のものに限り。

出典) 経済産業省ウェブサイト

(http://www.meti.go.jp/policy/consumer/scian/shouan/contents/shouan_gaiyo.htm)

3.4 マネー・ローンダリング対策等に関する法律

(1) 「犯罪収益移転防止法」について

犯罪収益移転防止法は、犯罪で得た収益をマネー・ローンダリングやテロ行為等への資金供与に利用されることを防止する目的で制定されたもので、金融機関等の特定事業者に対し、義務が課せられています。

この特定事業者には、宝石・貴金属取扱事業者も含まれており、古物商許可を受けたリユース事業者が宝石・貴金属を取引する場合、同法の対象となります。

古物である貴金属等の売買の業務を行う古物商等において、200万円を超える現金支払での貴金属等の売買契約の締結を行う際には、本人特定事項等の確認義務、疑わしい取引の届出義務等が課せられます（図表 15 エラー! 参照元が見つかりません。）。

図表 15 古物商に係る「犯罪収益移転防止法」での義務

【法律の概要】

- ・古物である貴金属等の売買の業務を行う古物商及び流質物である貴金属等の売却を行う質屋（「特定古物商等」）は、特定事業者として、本人特定事項等の確認義務、疑わしい取引の届出義務等が課される。

【法律の対象となる取引】

- ・宝石・貴金属等の現金取引で200万円を超える場合

【法律の対象となる宝石・貴金属】

- ・貴金属・・・金、白金、銀及びこれらの合金
- ・宝石・・・ダイヤモンドその他の貴石（ルビー、サファイヤ、エメラルド、アレキサンドライト等）、半貴石（貴石以外の宝石）及び真珠
- ・製品・・・貴金属や宝石を使用した製品

【取引時の確認等の義務】

- ・貴金属等の売買契約の締結を行う際には、顧客等の本人特定事項、取引を行う目的、職業（法人にあっては事業の内容）及び法人の実質的支配者がある場合にはその本人特定事項を確認する必要がある。
- ・加えて、記録の作成義務等（確認記録を7年間保存）、疑わしい取引の届出（都道府県公安委員会）が必要である。

参考）都道府県警察ウェブサイト及び「古物商及び質屋（宝石・貴金属等取扱事業者）における疑わしい取引の参考事例（ガイドライン）」

4. 参考文献・資料一覧

◆古物営業法について

- ・古物営業に関する情報は各都道府県警察署のウェブサイトでも確認できます。
- ・例えば、警視庁ウェブサイトなどがあります。

(URL : <http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/tetuzuki/kobutu/kobutu.htm>)

◆景品表示法について

- ・消費者庁ウェブサイト (URL : <http://www.caa.go.jp/representation/>)
- ・例えば、以下のようなパンフレットが紹介されています。

「事例でわかる！景品表示法」消費者庁

(URL : <http://www.caa.go.jp/representation/pdf/130208premiums.pdf>)

「よくわかる景品表示法と公正競争規約」(平成23年2月)消費者庁

(URL : http://www.caa.go.jp/representation/pdf/110329premiums_1.pdf)

◆特定商取引に関する法律について

- ・消費者庁ウェブサイト (URL : <http://www.caa.go.jp/trade/index.html#m11>)
- 消費者庁「特定商取引法ガイド」(URL: <http://www.no-trouble.go.jp/index.html>)
- ・例えば、以下のようなパンフレットが紹介されています。

「ご存知ですか？訪問購入のルール」(事業者向け)消費者庁

(URL : <http://www.no-trouble.go.jp/use/pdf/20140331us01.pdf>)

◆不正競争防止法について

- ・経済産業省ウェブサイト (URL : <http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/>)
- ・例えば、不正競争防止法の概要をまとめたテキストが掲載されています。

(URL : <http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/2015gaiyou.pdf>)

◆消費者契約法について

- ・消費者庁ウェブサイト (URL : <http://www.consumer.go.jp/kankeihourei/keiyaku/index.html>)
- ・例えば、以下のようなパンフレットが紹介されています。

「消費者契約法活用術」

(URL : <http://www.consumer.go.jp/kankeihourei/keiyaku/file/katsuyou1.pdf>) など

◆個人情報の保護に関する法律について

- ・消費者庁ウェブサイト (URL : <http://www.caa.go.jp/planning/kojin/>)
- ・例えば、以下のようなパンフレットが紹介されています。

「よくわかる個人情報保護しくみ<<改訂版>>」

(URL : http://www.caa.go.jp/planning/kojin/kaisetsu/2014kojin_panfu.pdf)

◆電気用品安全法について

- ・経済産業省ウェブサイト「電気用品安全法のページ」
(URL : <http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/index.htm>)

◆消費生活用製品安全法について

- ・経済産業省ウェブサイト「消費生活用製品安全法のページ」
(URL : <http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/shouan/index.htm>)

◆犯罪収益移転防止法について

- ・犯罪収益移転防止法に関する情報は各都道府県警察のウェブサイトでも確認できます。
- ・「古物商及び質屋（宝石・貴金属等取扱事業者）における疑わしい取引の参考事例（ガイドライン）」もご確認ください。
- ・例えば、警視庁ウェブサイトなどがあります。
(URL : <http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/tetuzuki/kobutu/kobutu.htm>)

◆「リユースハンドブック」（日本リユース業協会、2012年1月発行）

- ・リユース品の買取・販売を行う『リユースショップ』を営業していくうえで必要な基礎知識をわかりやすくまとめたテキストです。古物営業法を中心に、幅広く整理されています。
- ・日本リユース業協会のウェブサイトから購入することができます。
(URL : <http://www.re-use.jp/handobook/>)

(以上)